

(ケ-1) 予防避難エリアにおける全面緊急事態での輸送能力の確保

- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両のほか、伊方町が保有する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、愛媛県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

		確保車両台数		備考
		バス		
(A) 必要車両台数		25台		
(B) 確保車両台数		計25台以上		
確保先	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	22台以上	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数262台	
	伊方町	3台程度	伊方町が保有する車両8台(合計121人)の車両を使用	

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

(ケ-1、2及び3) 自家用車で避難できない住民の数及び一時集結所への順路等 (瀬戸地域)

- 伊方町による全戸訪問調査の結果、瀬戸地域内の自家用車で避難できない住民は合計約340人。
- 自家用車で松前町の避難経路所(松前公園)へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で、一時集結所(瀬戸総合体育館)へ移動。
- 三崎港から海路避難する場合は、一時集結所(三崎小中学校体育館)へ移動。



- 伊方町による全戸訪問調査の結果、三崎地域内の自家用車で避難できない住民は合計約600人。
- 自家用車で松前町の避難経路所(松前公園)へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で、一時集結所(三崎総合体育館)へ移動。



(ケ-11及び2) 予防避難エリアから避難先(避難経路所)までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の経路を設定。



5-2. ケ-ス2（陸路避難、海路避難、空路避難） における対応

<ケース2における基本的な考え方>

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号の一部が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の確保が出来る場合

【避難方法】

- ・陸路による避難が実施出来る地域は、自家用車・バス等による陸路避難を実施。
- ・陸路による避難が実施出来ない地域は、船舶による海上避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

57

（ケ-ス2）陸路避難、海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号の一部が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合は、陸路と海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



58

(ケ-2及び3) 大分県における避難先

- 大分県では、施設敷地緊急事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部を設置。
- 愛媛県から受入要請がなされた場合、大分県は各市町村・関係機関とともに受入調整を実施。
- 大分県の受入準備が整った段階で、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難を開始。
- 大分県では、あらかじめ避難受入市町村の災害状況等に応じた避難ケース例を複数設定し、これらの避難ケース例を踏まえて柔軟に対応。



※放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難等を実施。

5-3. ケ-3 (海路避難、空路避難) における対応

<ケース3における基本的な考え方>

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の確保が出来る場合

【避難方法】

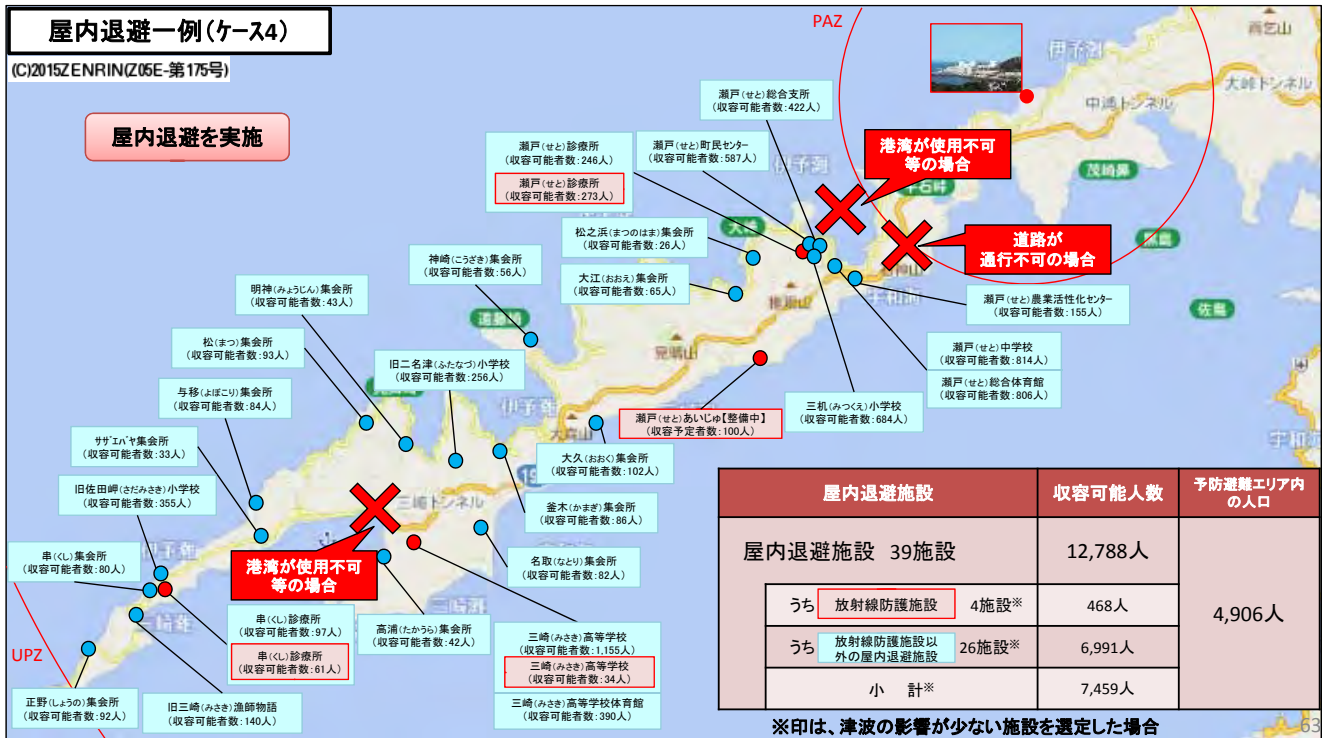
- ・船舶による海上避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

(ケース4) 屋内退避を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号が使用できず、港湾が使用不可もしくは船舶が確保出来ない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合は、屋内退避を実施。
- 予防避難エリアの住民が屋内退避できる屋内退避施設を確保。
- 予防避難エリアにおいては、伊方町等が約4,900人が生活できる食料及び生活物資等を7日分供給。

屋内退避一例(ケース4)

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)



(ケース4) 予防避難エリアの学校・保育所の児童等の屋内退避

- 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約330人)は、施設敷地緊急事態になった場合、学校内で屋内退避を実施。
- 予防避難エリアの4つの保育所の児童(約70人)は、警戒事態になった場合は保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができない児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動し、学校内で屋内退避を実施。

学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつえ)小学校	30人	11人	41人
大久(おおく)小学校	39人	8人	47人
三崎(みさき)小学校	60人	14人	74人
瀬戸(せと)中学校	35人	13人	48人
三崎(みさき)中学校	66人	13人	79人
三崎(みさき)高等学校	102人	26人	128人
合計(6施設)	332人	85人	417人

避難準備※1

学校(コンクリート構造物)内で屋内退避を実施

警戒事態

施設敷地緊急事態

保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつえ)保育所	21人	8人	29人
川之浜(かわのはま)保育所	7人	5人	12人
大久(おおく)保育所	12人	4人	16人
三崎(みさき)保育所	26人	9人	35人
合計(4施設)	66人	26人	92人

避難準備

児童の引き渡し

保護者が児童を引き取り・屋内退避を実施

引き渡しが出来なかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校(コンクリート構造物)内で屋内退避を実施

※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。
 ※2: 児童等の人数については、平成27年4月1日現在。